

川内原発 1、2 号機の再稼働に抗議する声明文

2015 年 8 月 11 日

福井から原発を止める裁判の会

2015 年 8 月 11 日、日本全土で一基の原発も動かなかった日は終わりをつげ、九州電力による川内原発の再稼働がはじまりました。これは私たち市民、未来の子どもたち、全ての生命に対する暴挙です。九電は九州や日本全土さらには近隣諸国の人々のために再稼働を止めるべきです。鹿児島県は再稼働に同意したことを撤回すべきです。

昨年 5 月 21 日、福井地裁は「生命を守り生活を維持するという人格権」の侵害を認め、大飯原発 3・4 号機運転の停止を命じました。私たちは安寧に暮らす権利を有しています。被ばくの恐れなく生きて行く権利があります。この判決の内容は大飯原発だけに適用されるものではありません。日本全土の原発が、同じ理由をもって運転を差し止められるべきなのです。

川内原発に対する規制委員会の適合検査にも多くの問題が指摘されております。

- 1 基準地震動が、従来の策定通りの平均像を基にしたわずか 620 ガルという低い値である。この低い基準地震動では耐震面で安全といえない。
- 2 火山の巨大噴火への考慮がまったくなされていない。日本火山学会など専門家の意見が反映されていない。
- 3 周辺住民の避難計画に現実性があると考えられない。
- 4 周辺自治体から要請されている説明会を開催していない。さらに同意も得ていない。

上記 1～3 からも、規制委員会が言うところの 5 層の防護が完備されているとは、到底認めることができません。

私たちは新規制基準が、福島事故を検証し再びこのような事故を起こさないという理念で作成されたとは思っていません。その場しのぎで、再稼働をせんがために作られたものであることは明らかです。原子力規制委員会は適格審査を見直すべきです。

私たちは九州電力による川内原発 1、2 号機の再稼働に強く抗議します。